

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

「どんな時も信じることをやめないで。きっとチャンスは何度でも君のそばに。だからそうだよ。くじけそうな時こそ遠くを見るんだよ。見えないこのスタートラインから」。馬場俊秀が歌う「スタートライン」は女子柔道銀メダリストの杉本美香選手のお母さんが電話越しに流し続けて娘を励ましていたものです。

大舞台の重圧を力に変えられなかった選手も、その悔しさを今後の長い人生の糧にしなければ、負けも意味がなくなります。一瞬の勝者が、ずっと人生の勝者であり続けるわけではありません。

私の書棚より

○格差があることが不健全なのではなく、格差が固定されてしまうことが不幸なのだと思う。格差があっても、競争によって逆転できるなら、それはむしろ社会の活力となる。

○今の時代の政治の本質的な使命は「不利益の再配分」である。そこから逃げるやつ、問題をすり替えるやつは、人間的に信用できない。

「30代が覇権を握る！日本経済」
富山和彦著 PHP 研究所

税務アンテナ

□消費税は、事業として反復、継続、独立して対価を得て行われる資産の譲渡等を課税の対象としており、個人事業者やサラリーマンが生活用資産の売却を行う場合は、事業として行うものではないため、消費税の課税の対象とはなりません。

ただし、個人事業者が行う専門的知識に基づく講演などは、事業に付随して行われる役務の提供として消費税の課税の対象となります。

なお、法人の場合には、すべての取引が事業として行ったものとされるため、法人の所有する固定資産の売却は消費税の課税の対象となります。

□蛍光灯を蛍光灯型 LED ランプに取り替える費用は、節電効果や使用可能期間が向上しますが、その金額が多額であっても、蛍光灯という一つの部品の性能が高まっただけで、照明設備の価値が高まったとまではいえないため、修繕費として処理できます。

また、既設の蛍光灯によっては、LED ランプの破損等を防止するために安定器の交換工事を伴う場合もありますが、この取替工事でも単純な作業ですむ場合、照明設備そのものの価値を高めているとまではいえないため、修繕費として処理できるものと思われまます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

9月の税務スケジュール

10日	○8月分の源泉所得税の納付
30日	○7月決算法人の確定申告 ○25年1月決算法人の中間申告（予定申告） ○10月、25年1月、4月決算法人の消費税中間申告（休日につき10月1日）

30日	○9月決算法人の消費税各種選択届出書提出（休日につき9月28日）
-----	----------------------------------

今月の贈る言葉『勝負どころで臆病でいたら、何もできない』 by 小出義雄